

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	みよし市環境審議会		
開催日時	令和3年7月1日（木曜日） 午後2時から		
開催場所	みよし市役所 6階 601・602会議室		
出席者	みよし市環境審議会 （会長）柴本信之 （副会長）功刀由紀子 （委員）鳥羽富士夫、萩原悦次、鰐部兼道、河浪順矢、 山崎智久、伊藤欽治、真鍋治 みよし市 （市長）小野田賢治 （事務局）野々山環境経済部長、廣瀬環境経済部次長兼産業課長 成田ゼロカーボン推進監兼環境課長、 三浦環境課副主幹、岡田環境課主任主査 （傍聴者）なし		
次回開催予定日	10月（詳細は未定）		
問合せ先	環境課 担当者名 三浦、岡田 電話番号 0561-32-8018 ファックス番号 0561-76-5103 メールアドレス kankyo@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	議事録全文 ・議事録要約	要約した理由	
審議経過	《議事》 【環境経済部 環境課 課長】 皆さんお集りいただきましたので、時間も少し、若干早いですが、ただいまから審議会を開催したいと思います。開会にあたりまして、まず礼の交換をしたいと思いますので、ご起立お願いします。一同礼。 ～一同起立、礼～ ご着席ください。 本日はお忙しいところお集りいただきまことにありがとうございます。只今より令和3年度第1回みよし市環境審議会を開催いたします。初めに委嘱状の交付をさせていただきます。お手元の令和3年度みよし市環境審議会委員名簿をご覧ください。下田様、鳥羽様、萩原様、鰐部様、山崎様、真鍋様が今年度からの新規委員となります。委嘱状の交付は新型コロナ感染予防対策として会議時間なるべく短縮させていただくため代表者のみの交付とさせていただきます。代表として、鰐部様にお願いしたく存じます。鰐部様その場にてご起立をお願いいたします。		

【市長】

～委嘱状交付～

【環境経済部 環境課 課長】

ありがとうございました。ご着席ください。
続きまして市長よりご挨拶を申し上げます。

【市長】

はい。それでは、改めまして、こんにちは。みよし市長小野田賢治でございます。本日は、公私ともに大変お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。皆さまにおかれましては、日頃より本市の環境行政全般にわたって、多大なるご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、皆様もご存じのとおり、本市では、SDGsやパリ協定といった国際的な潮流や複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すため、令和元年12月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。この時は全国で25番目の都市として宣言を行いました。

昨年度は、委員皆さまのご尽力により、SDGsの考え方も取り入れた「第2次みよし市環境基本計画」の策定をすることができました。心より感謝申し上げます。今後は、環境分野での最上位計画となる「第2次みよし市環境基本計画」に基づき、「脱炭素」・「自然共生」・「資源循環」・「安全・安心」・「協働」の5分野を推進してまいります。環境に関する問題に対して、個別に取り組むのではなく、地域の経済や社会とも併せた総合的な取り組みを実施してまいります。そのためには、市民・企業・行政の3者の協力が必要不可欠となってまいります。引き続きそれぞれの立場でご協力をお願いいたします。

さて、今年度は、昨年度に引き続き、「災害廃棄物処理計画」の策定、及び「ごみ処理基本計画」の中間見直しのご審議を予定しております。委員の皆さまには忌憚のないご意見をいただくとともに、本市の環境行政に対し、変わらぬご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

少し話は変わりますが、新型コロナウイルス対策についてお手元に資料を用意させていただきました。ワクチン接種につきましては、昨日50代の方に接種券を送付させていただきました。7月に入り順次接種券を発送いたします。接種を希望される高齢者の方に対しましては7月中に接種完了の予定です。一般の方につきましては、ワクチンが順当に届いた場合、今遅れそうだという報道がなされているわけですが、順当に届いた場合には接種を希望される方は10月完了するように今、準備を進めております。環境は整っておりますので、後はワクチンが届くかどうかということです。市民の皆様が安心安全な生活をするために多くの皆様に接種いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。それから、お手元にはメッセージと2つ目にカラー刷りの本市独自の対策の取組をまとめたものです。カラー刷りの物は市民の皆様全家庭に6月1日号広報みよしに掲載してお渡しをしております。これから、みよし商工会と提携をして、「いちよし、によし、さんよし、みよし！」の商品券、食事券の申込を開始します。一人あたり5千円で購入していただき、3千円を加えさせていただき8千円分を使っていただくという内容です。プレミアム率は60%。昨年は100%でやらせていただきましたが、今年は60%で進めさせていただいております。ぜひ皆様方も機会がありましたら購入していただければと思います。在勤、在学、在住という要件でございます。6万冊用意しております。従って8千円の6万冊ですと、総額4億8千万円が市内で巡るということでございます。今日名古屋市で新聞には同じような取組

をされるということで80億円という膨大な予算が書かれていましたが、これは総額でございまして、一人当たりで計算しますとPRになりますが、みよし市は6万人口ですので8千円ですが、名古屋市は230万都市ですので、40倍ということです。そうすると180億位の規模になるのではないかと思います。そうして比較してもらおうとありがたいと思います。当市としてはしっかりと対応していきたいと思っております。ぜひ皆様方にも本当に困られておみえになる事業者の方がたくさんいらっしゃいますので、ぜひ購入いただきたいと思います。それに加えて、安心、安全を追求するために参加していただいている事業所の方々にコロナ対策のチェックリストを作り、今年は細かく改良しました。この前愛知県版ができました。その前にも当市は作成したのですが、山梨県のものなど参考にして、非常に細かくチェックしていただき、それにもとづいて参加いただく。そして、ここにもあるわけですが、購入費用の支援をするということで、商工会の活性化基金に位置づけをさせていただき、3分の2補助、上限20万ということで今年度も進めさせていただきます。安心・安全で市民の皆さん、在住、在学の皆さん、在勤の皆さんにも来て使っていただきたいと思っています。横道にそれて申し訳ありませんでしたが紹介させていただきました。今日はよろしくお願いします。ありがとうございました。

【環境経済部 環境課 課長】

ありがとうございました。ここで、市長は、他の公務のため、退席をさせていただきますので、よろしくお願いします。

～市長退席～

審議会に入る前に、会議成立のご報告をさせていただきます。本日、下田委員、倉島委員が欠席とのご連絡をいただいておりますが、欠席者2名で、委員の出席が半数を超えていることから、みよし市環境基本条例第30条第2項の規定により本会議は成立していることを報告します。

それでは、これよりの議事の取り回しにつきましては、「みよし市環境基本条例」第28条第2項の規定により、柴本会長に取り回しをお願いします。よろしくお願いします。

【柴本会長】

昨年度に引き続き、今年度も会長を務めます、柴本です。皆様には円滑な会議の運営に御協力をよろしくお願いします。

それでは、次第に従いまして議事を進めてまいります。

「みよし市災害廃棄物処理計画（骨子案）について」事務局より説明をお願いします。

【環境課副主幹】

環境課の三浦と申します。よろしくお願いします。着座にて失礼いたします。それでは、議事（1）みよし市災害廃棄物処理計画（骨子案）について、ご説明します。

資料No.1をご覧ください。ページをおめくりいただくと目次を掲載しています。災害廃棄物処理計画は2章構成で作成しており、第1章「総則」の中には、第1節「基本的事項」、第2節「みよし市の概要」を始め、第8節まで節を設けております。その内容については、昨年度末にご審議いただいた、基礎調査の内容を掲載しています。さらにページをおめくりいただくと、第2章「災害廃棄物処理計画」は3つの節を設け、第1節「平時対応」、第2節「緊急時対応」、第3節「復旧・復興時対応」を掲載しています。

続いて各章の内容についてご説明します。第1章「総則」につきましては、昨年度に審議いただいた基礎調査の内容を掲載しているため、今回の説明は省略させていただきます。

それでは、資料の45ページをご覧ください。第2章「災害廃棄物処理計画」、第1節「平時対応」について、ご説明します。

「1 組織体制と指揮命令系統の明確化」についてです。発災時における内部組織体制として「災害対策本部」がございます。災害廃棄物処理を伴う大規模災害時には、中段の図2-1のとおり、「災害対策本部」内に「災害廃棄物特別担当」を組織いたします。

46ページをご覧ください。中段に記載の「2 公的機関相互の連携協力体制の確立、確認」を始め、47ページ下段には、「3 民間団体との連携協力体制の確立、確認」48ページには「4 ボランティアとの連携」、「5 職員の教育訓練、研修」について記載しております。平時に各種関係機関との連携協力体制の確立を進めることとします。

49ページをご覧ください。ここでは、「6 資機材の備蓄」として、仮設トイレや災害廃棄物処理に必要な資機材の備蓄を進めることとします。仮置場における必要資機材については、50ページ、51ページに記載しておりますので、ご確認いただければと思います。

続いて、52ページ「7 仮置き場候補地の選定、確保」です。仮置場は、被災後に初めて検討するのではなく、平時から候補地を選定し、必要面積や配置を検討するなどの事前準備をしておくことが重要です。中段の図2-4をご覧くださいと仮置場には、一次仮置場、二次仮置場がございます。一次仮置場は、災害廃棄物を被災現場から一時的に保管する場所で、最終的には閉鎖いたします。また、一次仮置場では可能な限りの粗選別、大まかな選別を実施いたします。その後、必要があれば、二次仮置場へ運搬し、二次仮置場では、破碎・細選別、焼却等を実施し、その後処理処分先・再資源化先へ搬入します。

53ページをご覧ください。（2）一次仮置場必要面積を記載しております。環境省の「災害廃棄物対策指針」を用いた算定方法によると、本市で必要となる一次仮置場の面積は、0.8ha～1.2haと推計されます。

続きまして56ページをご覧ください。（3）二次仮置場必要面積を記載しております。二次仮置場では、廃棄物を一時保管する場所に加え、細選別などを実施するための各処理施設を設置する必要があるため、非常に広い面積の確保が必要となります。「災害廃棄物対策指針」による算定では、最小でも9.0haの面積が必要と推計されます。本計画で想定する災害である「南海トラフ地震」では、周辺自治体も被災することが想定されるため、愛知県との調整のもと広域的な二次仮置場の設置の検討が必要となります。

続きまして58ページをご覧ください。下段に記載の（4）仮置場の確保と配置計画についてご説明します。仮置場は、図2-9に示すフローで選定を行います。選定基準をもとに、検討地のリストアップ、候補地の優先順位付け、候補地リストの作成を行い、併せて候補地の管理者等との調整を行います。

59ページをご覧ください。表2-13に選定基準となる仮置場候補地の選定と仮置場を開設するに当たってのポイントを掲載しています。また、60ページには、仮置場候補地の選定に当たってのチェック項目を掲載しています。ご確認ください。

続いて、候補地リストの作成ですが、61ページ中段の表2-15に示す表を用いて候補地リストを作成いたします。表の一番左側に候補地名、住所を記載し、続いて、60ページのチェック項目を用いて、各候補地の評価をし、平時（発災前）の優先順位を決定しておきます。災害発生後には、事前に選定した候補地の中で優先度の高い場所から選定していくこととなりますが、表の右側に記載の「②発災後の留意

点」についても再度評価を行い、最終的な仮置場候補地の優先順位を決定します。

続きまして、一次仮置場の配置計画（レイアウト）についてですが、62ページにレイアウトを検討する際のポイント、63ページに図2-10に一次仮置場の配置（レイアウト）例を記載してありますので、ご確認ください。

最後に平時対応として、64ページの「10定期見直し」がございます。本計画は初版であるため、より具体的で実効性のある計画に都度更新していく必要があります。平時において、大規模災害の被害想定の見直しや、国等から示される計画・データの改定など前提条件に変更があった場合などは適宜計画へ反映し、見直しを実施します。

続いて、65ページをご覧ください。第2節緊急時対応についてご説明します。まず、初動行動についてですが、表2-17に記載の区分、参集基準に応じて、本市防災担当から非常配備の招集がかかります。参集場所については、66ページの中段表2-18に記載のとおりです。ご確認ください。67ページ（2）には、廃棄物担当部局職員の基本行動を示します。表2-19に災害応急対策業務等の個別目標開始時期として、「みよし市事業継続計画」（BCP）の環境班に関する業務を抜粋してありますので、ご確認ください。業務といたしましては、廃棄物処理とし尿処理の2つの業務で構成し、発災後3時間以内から1か月以内の期間で実施する業務内容を記載しております。

68ページをご覧ください。②災害時初動対応の全体像として、廃棄物処理担当部局職員による災害時初動対応の全体像を示しています。

（ア）から（オ）までに、発生から3時間以内から発生から1週間までの内容を記載してありますので、ご確認くださいと思います。

70ページをご覧ください。ここでは、「2対応組織と役割分担」についてです。災害廃棄物処理を伴う規模の発災時には、災害対策本部内に災害廃棄物特別担当を設置することは、先ほどご説明しましたが、災害廃棄物特別担当内でさらに細かい担当、発災後の初動機における主な業務内容を表2-20にまとめてございます。担当としては、「総括責任者」、「総務担当」を始め「市民窓口担当」までの6つの担当で構成し、表の右側に記載の業務内容を実施します。70ページ中段の「3情報収集整理」から73ページの「6排出ルールと住民広報」までに、ある程度具体化した業務内容を記載してありますので、ご確認くださいと思います。

続いて、75ページをご覧ください。第3節復旧・復興時対応についてご説明します。まず、「1災害廃棄物の処理フロー」についてですが、災害が発生すると家屋などの構造物が、自然倒壊や人名救助のための建屋の解体に伴い、多様で多量の廃棄物となります。これらの多量の廃棄物は、一度に処理施設で処理することは困難であり、一次仮置場等で分別・集積・保管しその後各処理先で適正な処理をします。

そのフローを図2-13でお示していますので、ご確認くださいと思います。

続いて「2収集運搬体制」です。収集運搬ルートは緊急輸送道路区間を基準に選定します。優先的に収集すべき災害廃棄物の種類としては、道路障害物、有害廃棄物、危険物、仮設トイレのし尿、腐敗性廃棄物が挙げられます。発災後、被災状況に応じて収集運搬方法やルートを決定します。ルート計画を検討するにあたっての留意事項は、76ページの表2-22に掲載してありますので、ご確認くださいと思います。

続いて76ページ下段の「3家屋解体撤去」です。家屋解体撤去については、76ページから79ページまでに（1）解体作業・廃棄物処理フロー、（2）所有者意思確認、解体業者への工事発注等の事務手続き、（3）アスベスト対策、（4）貴重品、思い出の品の対応の4項目を

記載しています。

まず、76ページの（１）解体作業・廃棄物処理フローについてですが、損壊家屋等の解体は、個人の財産処分であるため、原則として所有者の責任によって行うこととなります。ただし、災害復興に当たって市は災害等廃棄物処理事業等補助金を活用して全壊家屋の解体を実施することが出来ます。その公費による解体の手順を77ページの下段図２－１４で示しています。また、78ページの図２－１５で損壊家屋等の作業フロー及び廃棄物処理フローを示していますのでご確認ください。

続いて、（２）所有者意思確認、解体業者への工事発注等の事務手続きについてです。損壊家屋の撤去については、所有者の意思を踏まえ決定します。そのため、所有者の意思を確認するための申請方法を被災者へ広報し、申請窓口を設置します。また、並行して損壊家屋の解体事業の発注を行います。解体に際しては、分別を考慮した解体を行うものとします。その他、留意事項は78ページ中段から下段に記載してありますので、ご確認ください。

続いて79ページ（３）アスベスト対策です。アスベストの含有が懸念される損壊家屋等は、専門機関により分析調査等を行い、アスベストの使用が確認された場合は、関係法令、関係機関と調整し、アスベストの撤去を実施します。その後、直接処分場に埋めたてるなど適切に処分をします。

（４）貴重品・思い出の品の対応についてです。災害廃棄物を撤去する場合は、貴重品や思い出の品を取り扱うことを前提として事前に取扱いルールを定め、その周知に努めるものとします。80ページの表２－２４に思い出の品の取扱いルールを例示しています。ご確認ください。

続いて「４仮置場の管理運営」です。仮置場の管理運営については、80ページから83ページまでに（１）環境対策、モニタリング、（２）土壌調査（３）運営に当たっての留意事項の３項目を記載しています。

まず、80ページの（１）環境対策、モニタリングについてです。仮置場の管理運営に際しては、労働災害や周辺環境への影響を最小限にする必要があります。そのため、仮置場では環境保全策を講じるとともに、環境モニタリングを実施することとします。

災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全策を表２－２５に大気、騒音・振動、土壌等、臭気、水質の項目別に記載してあります。また、81ページの表２－２６に環境モニタリングの調査・分析方法（例）を記載してありますのでご確認ください。

82ページをご覧ください。中段（２）土壌調査についてです。仮置場は多様な廃棄物が持ち込まれ、また雨風にさらされることにより、汚水の流出や、地中への浸透の可能性があります。しかし、仮置場は最終的には閉鎖されるものであるため、各種土壌調査を実施したうえで原状回復をする必要があります。

土壌調査は、比較試料採取のために仮置場開設前の実施と、汚染状況確認のために仮置場閉鎖時、返却時に実施します。作業手順については、83ページ図２－１７に記載の仮置場閉鎖に伴う土壌汚染手順を参考に実施することとします。

続いて（３）運営に当たっての留意事項です。83ページ、84ページで仮置場運営に当たってのポイントを①人員の確保、②災害廃棄物の分別、③搬入量・搬出量の把握、④早期の搬出と仮置場の整理・整頓、⑤廃棄物の屋外焼却の禁止、便乗ごみ・不法投棄の禁止、⑥仮置場の安全管理の６項目でまとめてありますので、ご確認ください。

続いて85ページ「５地域特性のある廃棄物対策」です。本市は、高齢化率が増加傾向にあり、高齢者世帯では、災害廃棄物の運搬などが

困難になります。自力運搬が困難な被災者が大勢の場合は個別収集などの検討も必要となります。また、市内事業所に対し、災害時にごみを出さないための管理方法の広報や平時からの仮設トイレの確保、広域処理時の高速道路の活用、廃棄物処理は本市は組合で行っているため、構成市町と平時から受け入れに関する調整が必要です。

続いて「６リサイクルの推進」です。最終処分量を極力削減するために、木くず・コンクリートがらなど可能な限り復興資材として活用することを基本とします。

「７自区域内処理施設で処理できない廃棄物対策」です。自区域内で処理できない廃棄物は、県の調整のもと広域的に処理を行うことを検討します。また、民間事業者に委託することを考え、平時において委託先の確保に努めることとします。

最後に86ページ「８要管理物・有害物質への対応」です。有害性・危険性がある廃棄物のうち、産業廃棄物については事業者の責任において処理することとなります。一方で、事業所の境界敷地を超え流出した有害物質等が災害廃棄物に混入した場合、自治体は、住民の生活環境に影響を与えないよう安全かつ適切な処理必要があります。平時から予防対策が重要です。有害・危険物処理フローを87ページの中段図2-19に、有害・危険製品の収集・処理方法などを88ページの表2-28、89ページの表2-29、90ページの表2-30に記載していますので、ご確認ください。

以上、みよし市災害廃棄物処理計画（骨子案）の説明とさせていただきます。ご審議よろしく申し上げます。

【柴本会長】

ありがとうございます。只今の説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、ご発言をお願いします。

【鰐部委員】

みよし市の災害廃棄物処理計画ですね、これを見るとだいたい、どこへ、場所ね。いろんなものを、廃棄場所をこういう風に設置しますよというけど、どこへやるのか。市役所の駐車場へやるのか、それとも、どこかのグラウンドでやるのか、ある程度決めておかないと、いざ、災害が起きた、それでは皆さん集まってください、これで見ると、これから皆さんどこへ処理する場所を決めましょうか、災害が起きてから決めるような状況になると思うので、できればその前にある程度、候補を決めて、ここがだめならここ、ここがだめならここ、というような順番性を取る格好で廃棄場所を明確にしておかないと、何か災害が起きた際に迅速に対応ができない可能性がある。その辺りを書き込む対応をしないと活用できない、それから本部長や副本部長と記載があるが、だれが本部長になるのか。それではこれは部長さんがやるのか、市長さんがやられるのか、このごみに対してだったら環境課なのか、ある程度の名前をきちっと入れる状態で、毎年毎年それをやっておかないと、誰もまだ決まっていないもので、皆集まったか、では誰がやるか、とそれから決めていると、火事が起きてからその対応策を考えているような状況になり、その間になくなってしまう。対応が大変遅くなる。その辺りを作ってあるかどうかを確認したかった。その辺りは確認されているか、市ではちゃんと作ってあるのか。

【環境課課長】

今の鰐部委員の質問に対してですが、今、災害廃棄物処理計画の計画段階です。その中で発災した後に、第一仮置場、第二仮置場などいろいろな計画をもって考えて参りますが、これはごみ処理だけの問題ではなく、防災部局との調整もありますので、今後、防災部局だとか

市全体のことを考えながら第一仮置場をどうするかを検討を行って参ります。災害廃棄物処理計画の中で記載するという事は、今、考えておりません。先ほどおっしゃったように、人事も変わることもありますし、これからそういった選定を行いますので、今のところ計画書には記載はしませんが、別で定めて、もしも発災した時には、迅速に対応できるようにして参りたいと考えております。

【柴本会長】

ありがとうございました。
その他ご意見がございますか。

【伊藤委員】

今、言われた通りですが、実際に災害が起きると、まず、災害ごみを家の前の道路に置くと思うんです。その後どうするか。今回これは南海トラフを中心にした地震災害が主で若干水害も触れていますが、平成12年の水害の時にたまたまからんでおりまして、あの時は、当然職員はあちこち行って人が足らず、手が回らない中で、県下でも一部の所だけだったものですから県が清掃専門の事業所を指定してそこが采配を握って、本部長は当然市長の指示が送られ、指示を受けて、後、ボランティアのことから全部集中して取りまとめを実施した。例えば、みよしからも応援に行ったと思うのですが、みよしの車はどここの市町へ行って、パッカーを2台とかそういうことをやった。これは実際にあった場合に市町の職員で対応することは非常に難しいと思う。それも踏まえて、あくまでこれは基本計画なのでこれでいいと思うのですが、鰐部さんが言われたことも含めて、市町の連携も調整しながらしっかりしたものを作っておかないと回らないと思いますのでよろしくお願いしたいと思う。

【柴本会長】

はい。ありがとうございました。
その他ご意見、ご質問ございますか。

(意見なし)

それでは続きまして、みよし市ごみ処理基本計画の中間見直し骨子案につきまして事務局よりご説明をお願いいたします。

【環境課副主幹】

環境課の岡田と申します。よろしくお願いします。着座にて失礼いたします。

それでは、議事（2）みよし市ごみ処理基本計画中間見直し（骨子案）について、ご説明します。資料No.2をご覧ください。
はじめに、本計画は平成24年度に策定した「みよし市ごみ処理基本計画」について、中間見直しを行うものであります。計画期間は令和4年度から令和8年度までの5年間としています。
目次をご覧ください。

本計画は全7章で構成しており、第1章は「総論」、第2章は「地域の概況」、第3章は「ごみ処理の現況と課題」を掲載しています。第1章から第3章については昨年度ご審議いただいた基礎調査の内容となっています。

続いて、第4章「基本目標」では、第1節「基本目標」と第2節「ごみ排出量の将来推計」を掲載しています。

続いて第5章では「基本計画」について掲載しています。

第6章には本日の議事（1）で審議していただいた「災害廃棄物処理

計画」について掲載しています。元計画では「災害廃棄物」について第5章の中で記載していましたが、「災害廃棄物処理計画」を策定するにあたり、本計画でも章を設けて記載することにしました。

最後の第7章では進行管理について掲載しています。

それでは各章の内容についてご説明します。第1章から第3章につきましては、昨年度ご審議いただいた内容であるため、本日の説明は省略させていただきます。

資料の42ページをご覧ください。

第4章「基本目標」についてご説明します。

第1節では基本目標として、上位計画である「第2次みよし市環境基本計画」における将来像を踏まえ2つの目標を掲げています。1つ目は「基本目標1 資源の循環利用の推進」です。具体的には資源の分別の徹底や「4R」の取り組みなど循環型社会の実現に向けた取組みを推進していきます。2つ目は「基本目標2 安全で適正な収集・処理体制の推進」です。社会の変化に合わせたごみの適正処理に取り組んでいきます。具体的にはごみの収集・処理・処分において発生する環境負荷の軽減と高齢社会に対応したごみ出し・収集サービスの充実や災害時などのごみ処理体制の整備などに努めます。

43ページをご覧ください。

第2節では「ごみ排出量の将来推計」を掲載しています。

図4-1のイメージ図にありますように、排出量の抑制や再生利用の促進等の対策をせず、現状のまま推移した場合のごみ排出量と、減量目標を設定し目標達成した場合のごみ排出量を予測します。ごみ排出量及び処理量の予測については、44ページの図4-2のフローに沿って、行っていきます。

予測に用いる将来人口の推計については45ページ及び46ページに記載のとおり、令和3年3月に策定された「第2期みよし市まち・ひと・しごと創生（人口ビジョン）」における将来推計値及び過去の実績からトレンド式で推計します。各種推計結果は図4-4及び表4-3のとおりですが、図4-4をご覧くださいと赤色で示してあります市人口ビジョンによる推計値は、各種推計の中位を示しており、本計画ではこの「市人口ビジョン」による推計値を採用することとします。46ページの図4-5に将来人口の推計値を示しておりますが、令和8年度の本市の人口は63,400人となっています。

47ページをご覧ください。3 「現状のまま推移した場合のごみ排出量の将来予測」です。まず家庭系ごみは一人1日あたり、事業系ごみは1日あたりの排出量を示す「原単位」を直近の実績推移から推計します。原単位の推計結果は表4-4のとおりです。

この原単位に家庭系ごみは推計人口と年間日数を乗じた数字、事業系ごみは年間日数を乗じた数字を「現状のまま推移した場合のごみ排出量」とします。その予測結果を48ページ表4-5及び図4-6に示しました。

排出量の抑制や再生利用の促進をせず、現状のまま推移した場合、令和8年度のごみの総排出量は20,730トンと推計しています。

続いて49ページをご覧ください。

4 減量目標について説明します。

本計画では上位計画である「第2次 みよし市環境基本計画」の数値目標を踏襲します。減量目標は ①家庭系ごみにおける一人1日あたりのごみ排出量について、現状の521gから37g減量し令和8年度に484gを目標としています。

②リサイクル率については現状の18.7%から8.9ポイント増加し、令和8年度に27.6%を目標としています。

資源ごみの分別の徹底や今後検討を進める、プラスチック類の資源化により、ごみ排出量の減量と資源化量の拡大を図る計画です。

この減量目標を達成した場合のごみ排出量の予測を、50ページからの5 「減量目標を達成した場合のごみ排出量の将来予測」に記載しています。

表4-8では原単位を推計、それを基にごみの総排出量を予測した結果を51ページの表4-9及び図4-7に載せています。人口が増加しますので、ごみ総排出量も増加しますが、表4-9をご覧くださいますと、家庭系、事業系共に燃やすごみ、不燃ごみが減少し、資源ごみが増加していることがわかります。

続いて52ページをご覧ください。減量目標を達成した場合のごみ排出量から、ごみ処理量を推計します。計算フローは図4-8のとおりです。これにより推計した処理量の予測結果を表4-10にお示ししていますが、令和8年度の焼却処理量、最終処分量ともに、減少していることがわかります。

54ページをご覧ください。

第5章 基本計画について説明します。

第1節「ごみの排出抑制のための方策に関する事項」では、市民・事業者・市のそれぞれの立場での取り組みについて記載しています。

(1) ごみ減量の推進においては、市民は食品ロス削減やリユース、リサイクルに取り組むこと、事業者は無駄をださない販売方法の取り組み、再利用や再資源化ができる製品の製造、販売に努める、などを主な取り組みとして挙げています。市の取り組みとしましては、生ごみ処理機の購入支援やリサイクルステーションによる資源回収の周知・徹底、効果的なごみの減量方法の検討などを挙げています。

なお、こちらに記載の取り組み内容は第2次みよし市環境基本計画に掲載した内容と整合性を図った内容となっています。

56ページの2「資源化の推進」においては、(1) 資源の分別の徹底と(2) 資源化の拡大について記載しています。分別の徹底や資源化の拡大についての実践と周知が必要と考えます。資源化の拡大について市としての取り組みでは、プラスチック類の分別資源化を検討する必要があります。

57ページをご覧ください。

3 「安全で適正な収集・処理体制の推進について」では(1) 収集運搬体制の充実についてと(2) 安全で適正な処理・処分体制の推進についての取り組みを記載しています。

収集運搬で発生する二酸化炭素にも配慮し、効率的な収集運搬体制について検討することや、尾三衛生組合を中心とした処理施設で適正な処理を維持できるようごみの適正排出を推進するための取り組み内容となっています。

58ページをご覧ください。

第2節は「分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分について」です。表5-2をご覧ください。当面は現状通りの区分としますが、「プラスチック資源循環促進法案」の法整備に伴い、今後、プラスチック類の分別収集について検討する必要がありますので、再利用資源の区分の中にそれについても記載しました。

続いて、第3節では「ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項」について記載しています。

1 収集運搬計画の(1) 収集・運搬体制については、現状の委託による体制を今後も継続します。(2) 「収集方式等」についても収集方法や収集頻度についておおむね現状通りと考えています。表5-3ではごみの区分ごとの収集方式を記載していますが、プラスチック類の収集に関しては先ほどのとおり今後検討していきます。

(3) 収集・運搬量について、図5-1をご覧ください。こちらの図は51ページの第4章の表4-9の減量目標を達成した場合のごみ排出量の予測結果の家庭系ごみの数字をグラフ化しています。

続いて、60ページ 2 中間処理計画についてです。図5-2 将来のごみ処理フローをご覧ください。かんや古紙などの資源ごみについては再資源化事業者等で中間処理をし、それ以外は尾三衛生組合で中間処理を行うこととなっています。基本的に現状通りです。プラスチック類の中間処理及び資源化の方法については、今後検討が必要で、中間処理事業者との調整等をしてまいります。中間処理量の将来推計について、61ページの図5-3に示しましたのでご確認ください。

3 最終処分計画について、(1) 運営・管理体制と(2) 最終処分対象ごみ及び処分方法を記載し、(3) 埋立処分量について。その将来推計を62ページ図5-4にお示ししました。

4 資源化量計画とリサイクル率では、減量目標を達成した場合の資源化量とリサイクル率を推計しました。

続いて 第4節「ごみの処理施設の整備に関する事項」です。

各施設の整備方針につきましては、記載のとおりですが、中間処理施設の主体となる尾三衛生組合の東郷美化センターについてはごみ処理施設の再延命又は建て替えの整備計画の検討が必要となっています。

一方で尾張東部地域との広域化計画についても引き続き協議をしていきます。

続いて64ページをご覧ください

第6章は災害廃棄物処理計画についてです。

こちらは先ほどご審議いただいた議事(1)の計画内容を抜粋して掲載しています。

第1節ではみよし市の災害廃棄物について、課題の整理と対象とする災害、対象とする廃棄物についてあげています。また対象とする業務として平時の業務と災害時の業務を挙げています。

第2節は災害廃棄物対策についてです。

種類別に推計した災害廃棄物発生量を表6-5お示ししました。また、災害廃棄物の基本処理フロー案を図6-1でお示ししております。

最後に第7章で進行管理について記載しました。PDCAサイクルを回し、進行管理を行います。

以上でみよし市ごみ処理基本計画中間見直し(骨子案)の説明とさせていただきます。

ご審議よろしく申し上げます。

【柴本会長】

ありがとうございます。只今の説明につきまして、ご質問、ご意見ございましたらご発言いただきますようお願いいたします。

【伊藤委員】

いろいろ取組まれ原単位も減って感心しているのですが、最後の最後に中間処理施設63ページの辺りに今後も引き続き「尾張東部・尾三地域広域化ブロックごみ処理における広域化計画」と書いているが、ずっと今でもやっておられるのか、それとも瀬戸とか尾張旭市だと思うのだけど、毎年協議を進めていますか。

【環境課課長】

今のご質問ですが、令和3年3月に尾張東部の組合とこちらの尾三の組合で将来に向けた広域化計画を検討しました。その検討の中で令和44年を目標に、それまでは、それぞれの組合でごみ処理をずっとやっていきたいと思います、44年に一体化するように考えている状況です。それについて、今後それぞれ、施設の延命化や新しい炉の建設などの検

討をそれぞれの組合で行っていきましょうという状況でございます。そのため、尾三衛生組合では、これから新しい炉を作るのか、それとも、今の設備を利用してもう一度再延命するのか、そういう検討に入っていく状況でございます。以上です。

【鳥羽委員】

49ページの減量目標ですが、たぶん昨年度議論されたところかもしれませんが、この目標値が出た根拠を教えてください。平成29年よりごみが減っているのか、何が何でも目指さなければいけないのか。目標値の根拠があると説明しやすいと思ったものですから。よろしくお願いします。

【環境課副主幹】

まず減量目標の中で1人1日当たりの家庭系ごみ、それから②リサイクル率の2件あります。まず1人1日当たりのごみ排出量につきましては、1人当たりのものですので、当然もともとごみが出ないように企業努力等などされているので、全体としての量はちょっとずつ、ちょっとずつ当然減っていく想定ではございます。それも考慮して、それぞれの各ご家庭での努力というもので、この数値を出しています。リサイクル率につきましては、各企業様の努力によりリサイクルしやすい製品の製造であったりとか、4Rの推進というものを昨年度掲げたのですが、そもそも必要の無いものは受け取りませんというような行動を推奨していくことで、リサイクル率を上げていこうというものです。

【鳥羽委員】

そうすると、これは必達目標ではなく、下がったらいいなとか。それともこれを達成しないと何かが破綻するのか。

【環境課副主幹】

破綻する考えは持っていませんが、ここに達成を持っていきましょうという市の目標です。

【鰐部委員】

ここでお話するような内容ではないかもしれませんが、現実的な話で、私は時々ごみ出しに行くのですが、今いろいろごみ出しする場所。せっかく資源ごみだとか分別されている状況なのに、昔ながらの黄色い網が被せてあるで、何をどこに置いていいのかわからない。良く調べてみますと、資源ごみは小さな行政区だと、行政区に1か所しかないなど、とんでもないところへ持っていかなければならない、そんなような状況です。せっかく資源ごみを分けるのに、置き場所がある程度きちっとしていない。この黄色の網は私が区長をやっていた10年位前から同じ状況で変わっていない。せっかく分けるのだから、置き場所の指定をきちっとある程度、区分できるような状況になっていると思います。少し私が感じていることです。いつもカラスと猫にごみが荒らされている状況があちこちにあります。早朝の散歩の際に見られるのですが、カラスと猫に荒らされている。犬はちゃんとリードをつけているが、カラスと猫に荒らされている場所があちこちにある。そのような光景を見て、指定された場所が道路の片脇にあり、きちっとしていないというのが現状かと思う。その辺りを検討してもらえたらいいと思いました。愚痴のようでここに出すようなことでもないですが。今後反映していただければ助かります。

【環境経済部長】

鳥羽区長さんもお見えになるのですけれども、苦情等は色々受けておられるご苦労があると思います。鰐部委員がおっしゃるとおり、私が環境課にいた頃からネットについては黄色いネットから色を変えたり、網目を細かくしたり、おもりを網の四辺に設置してカラスが直接つかないようにですとか、後は箱型ボックス等についても資材を環境課から提供させていただいて、地元に声をお掛けしているのですが、日々対応していますが、なかなかイタチごっこの面もあります。また集積所は、今1000か所近く市内にあります、可燃ごみのみの所もあれば、不燃と両方、プラスチック容器包装について集積するところもあります。大半が道路歩道の一部です。立地的にあまりよくなく、もう少しある程度の面積があればボックス的なものを恰好良く置かせていただき、分別できるようにするのが良いと思うのですが、なかなかそうもいかない中でリサイクルステーションを今回、1か所増やさせてもらっている。どうしてもご不便をおかけするところがあると思いますが、何とか頑張っておりますので、ご指導いただければと思います。

【鰐部委員】

カラスも最近は賢くなった。2匹で共同作戦している。1匹が網を開け、1匹が網の中へ入る。怖いですね。人間との競争です。おもりが網についていても、持ち上げるのです。それと対抗していかねばならないのでいろいろと考えてください。

【柴本会長】

その他ご意見、ご質問ございませんか。

【真鍋委員】

41ページの件でお伺いしたいのですが、こちらの間中処理ということで燃やす方については令和11年まで延命化しているためしばらく心配は無いのかと思うのだが、問題は最終処分です。下にも書いてありますように、市内外の最終処分場で処分している状況ですが、埋立容量がひっ迫しても、次期の処分場を整備、これは当然地域住民のこともあって難しいと思う。現状的にはどのくらいまでは何とかなる、あるいは何とかしなければいけないから、先ほどおっしゃられたようにごみの低減化が必達なのかというような、それはどんな状況なのか、もし分かれば教えていただきたい。

【環境課副主幹】

資料の27ページを見ていただきますと、最終処分場の施設概要があります。その中にそれぞれの施設の残余容量の記載があります。今のところまだかなりの容量を入れることができます。まだ大丈夫なのですが、ずっと先の未来にはどうなるか分からないのは当然出てきますので、リサイクルの一層の推進や、もともとごみを出さない方法の製品を作るだとかというところに注力をしていくことが今後すごく大事なことになると思います。

【真鍋委員】

今、鰐部さんがおっしゃられたことと同じで、実は昨日こういった委員をするということで、ちょうど自宅の扇風機が壊れたこともあり、扇風機ですとかそのへんにあるものを持ってリサイクルステーションに行きました。やはりあれは今まで、家内任せでごみを捨ててきた者からすると、行って自分でやってみないと、分からないなという実感でした。何かと言うと、発砲スチロールを細かくして捨てるよ

うになるのですが、分厚い部分は手では曲げられませんでした。それをやろうとすると、「こうすればいいですよ」と教えてくださって、やはり、私ども皆が行って出来るのか、出来ないのか、やはり一度は自分でやってみないと、こんなことも進まないのかなというのが実感として分かりました。最近では会社を定年退職しておりますので、ごみ出しを任されますが、やはりやってみないと自分ではわからないことがありますので、特にリサイクルを進めるのであれば、一人でも多くの方に、こういうふうにするのかと知ってもらわないと、あるいは、こういうふうに捨てるのだということ覚えてもらわないと進まないのかなという懸念を持ち合わせております。

【山崎委員】

今回新任委員ということで、こちら3月末にみよし市に来たのですが、以前、知多半島に住んでいました。そこでは今年の4月からごみ袋が非常に高くなった。10個入って500円くらい。知多半島内すべての地域のごみ処理施設が新設されたりして、知多半島内すべてのごみ袋が、みな値段が上がった。今まで100円くらいだった10個で。それが500円になった。我々は販売しているものですから、お客さんからいろいろななぜこんなに高くなるのかなど申し出もありました。そういったものは受益者の負担ですよ。それを使ってごみ処理施設等を新設や延命、新規設備を導入してCO2の削減などを検討して、受益者の負担額を変更し、その費用で施設を新設と、たぶん知多半島の広域で考えてやられているのだと思う。そういったことについて、延命云々があったものですから、そういったことは市民からしたらやって欲しくないが、環境ということを考えたら、そう言った部分も必要かなと。やはり、値段が上がると袋に一生懸命物を入れる。今まで半分しか入ってないまま捨てていたのが、袋を一杯にして捨てる。そうすると、ビニール袋自体を有効に活用してもらえる。そういったお考えは今後やられるのかという質問でございます。

【環境課副主幹】

ごみ袋の料金につきましては、先ほど尾三衛生組合の延命化が令和11年度まで大丈夫ですよという状態になるのですが、延命化した時のごみ袋の料金を上げていません。今後尾三衛生を建替えなり延命するときは発電設備だとかそういうものも取り入れていかなければいけないという検討もあります。そうすると、再エネ導入だとか、そういったことを工夫して、工事費はその時にかかるかもしれないが、経常経費の方で再エネを使うことにより、経費を削減したりして、ごみ袋の方に反映しないようにできればと考えています。最終的には構成市町、みよし市、日進と東郷とその辺りと歩調を合わせなければいけませんので、最終的な内容につきましては今後検討になりますが、100円を500円と極端に上げるという想定は、今のところはしておりません。

【伊藤委員】

それは取りにくる時の話で、自己搬入する場合はキロ10円だったのが突然20円に変わったので、それはたぶん一概に言えないと思う。

【環境経済部長】

今の自己搬入の件ですが、単純に前に比べると倍ですが、そちらについては、前々から尾三衛生組合の構成市町のみよし、東郷、日進とございますが、それ以外のところとの関係と言いますか、高い、安いということもあって、それでないと、どうしても違うところから来るなどのこともありますので、そういう点で配慮させていただいた面も

ありますのでよろしくお願いします。

真鍋委員の方のご発言で、私ももうすぐその仲間に入らせていただくところまで来ていますが、リサイクルステーションにつきましては子供のころからということで、小学生に対して見学会ですとかいろいろな面で勉強をしていただいているのですが、今後については年配の方と言いますか、決まりきった勉強会ではなくて、皆さんにどうやってご利用いただくか、見学会みたいなものを企画した方がいいなと思っています。

【柴本会長】

その他ございますか。

【功刀委員】

今、いわゆるごみ処理有料化の話がでましたので、今一度確認なのですが、ごみ袋が急に高くなったという話。もともといわゆるごみを出す際には指定した袋に入れるやり方が全国的に色々な市町村でやられている。そこにプラスして、要するにごみっていうものは税金で処理しているのです。どんどん出したらいいというものではない、無料で処理しているものではないということを自覚してもらうことの意味合いを含めてごみ処理の有料化ということで、特に可燃ごみの袋を1リットル1円、45リットルだと45円、45リットルの袋が10枚セットで売れば450円、要するに500円とか、おそらくそんな話だと思うのですね。そのやり方というのは、市ではまだやっていない、まだという言い方は失礼ですが、やっていないわけですね。ところが、実は私は、こちらに単身赴任しておりまして、自宅は京都なのですが、京都は20年位前からごみの有料化をやっておりまして、ごみの可燃物の袋はリットル1円ですので、45リットルだと45円、10枚セットで450円で買っています。それをやっているところは、今、かなり増えている。この辺りでもかなりのところはやっています。それをやるか、やらないかはそれぞれの行政で考えていかなければいけないわけで、それをやればいいということではないと思うのです。実は別の自治体の環境委員でも関わっておりまして、そこはやるか、やらないかの住民アンケートをして、ごみの量をとにかく、目標値を設定して減らしていかなければ、やりますよという、ある意味脅しのようなことをやってきたのです。脅しというのは失礼ですが。結局、3年頑張ったが目標値に達せず有料化を始めました。それまでの指定袋が1枚45リットル10ぐらいだったのが40円、45円になって、それに対して住民は当然文句を言うかと思ったのですが、住民アンケートをやって3年間ずっと啓発をやっていたので意外とすんなりごみ袋を買ってくださっている。それも1つのやり方なんですよ。ではそれでどれくらいのごみ袋の売上があって、ごみ処理の税金の何%くらいが助かるかと言えば、それで30%も40%カバーできるわけではないのですけれども、ただ、ごみを減らそうという住民意識というのは、その自治体ではかなり出てきています。ですから、こちらも、今後どうするのかということは、これから考えて行かざるを得ないと個人的には思うのですが、その辺りはどうでしょうか。

【環境課課長】

確におっしゃる通り、私が一市民として、先ほど言われた5倍くらい袋の値段になってしまうと、市民意識としてもそれだけごみ袋の値段が変わるのであればごみを減らそうと、できるだけ再資源化しようとか、分別という意識が向上するのかなと、いろいろお話聞かせていただいていたので、こういったことが三浦の方からもありましたが、今ごみ処理につきまして3市町で組合で運営している関係もご

ざいますので、今後そういったことも含めながら3市町と協議、検討、研究を頭に入れながら、提案しながら考えて行くべきかと思いました。

【鳥羽委員】

住民に接している者として今のご発言に対しては抵抗があります。住民、市民は市民税を払っているのだから市がごみ処理して当然だと、なぜ袋を買わなければいけないのかというのが、市民感情です。ですから、有料化というのは、私どもが住んでいる地域ではものすごくハードルが高いかと思う。都会の街中でごみが捨てられない中で、何とかごみ処理したくて、お金がかかると、これだけ設備もかかるからと説明できればいいのですが、先ほど言われたように減量目標も達成しないと何かが破綻する必達目標ではなく、いくらでもごみを捨てる場所がありますと、そこで袋を高くすると何が起きるかという、考えなくても分かります。みよし市ではあり得ないかなと、住民に接している人間としては感じます。

【山崎委員】

面白いですけど、資源ごみは値上げしなかった、燃やすごみは100円位と、仕分けするのです。要は、今まで全部燃やすごみにつっこんでいたが、ごみ袋が高いのでそこから資源ごみは、紙など分けて出すという仕分けみたいな部分の効果を促していったりするので、当然お客さん、市民感情としては、「わっ、なんで」、というものすごくあって、私も店頭でこれを説明した側なのです。導入を受けて。販売する方も500円になって。我々に苦情が来る。しかしこれは私たちがやっていることではないのです。やらされている側なのですよ、ということなのですが、当然、切り替わった段階でそのごみ袋がバカ売れしましたので、すごく売れました。結局必要なので。皆さんルールを守ってちゃんと買っていて、その袋を使ってちゃんと捨てていただいているというようなことです。その流れの中から、小売りの方でも、今まで白いトレイを使って鶏肉を販売していましたが、袋だけのパックでいいのではないかと、簡素化ですね。簡素化を結構やっている店があるが、ごみ袋が安いとぜんぜん売れない。だけど、ごみ袋が高くなると、簡素化し、ごみの量が少ない鶏肉が売れます。というような効果、波及が出てくるので、どのような効果があるのかをしっかりと研究とかって、たくさんあると思いますので、たくさんところで有料化はやられているので、データとかたくさんあると思います。一概に拒否ということでもなくて、どんなマイナス要因とプラス要因があるのかをしっかりと考えて精査した上で必要だと思うなら、やって行かれるのがいいのかなと思います。

【真鍋委員】

まさに今、山崎さんが言われたように分ければ資源、混ぜればごみの最たる例のようですね。まずそこからではないでしょうか。

【環境部部長】

お話を伺っていて、今うちが1枚15円、可燃の大きい物が。10枚で150円。かなりの年数が経っているのですが、知る限り、東京の大多数の区の方では、有料化されていけませんので昔ながらの黒い袋で出されている。それをそのままパッカーで都が回収していると承知しております。また、指定袋を決めているがそれを有料化ではなくて、ごみ袋を決めて、ある商店さんの方で売っていただいているところもありますし、1枚15円が150円なのいろいろとありますが、今の現状から行けば、やはり、上げた中では長年15円のなかで突然50円とかになる

と、そのごみを山に捨てられるのか、違うごみ袋で出されるのか分かりませんが、ただ、違うごみ袋で出されていても、集積所であれば、ごみ自体を回収することは地方自治体の役目でありますので、全くそれを放置したままですと置くというのは無理なので、その度合いというか、今山崎さんがおっしゃったように、いろいろな自治体の例もありますので、これからも注視して、検討しながら一番折り合いがつくといえますか、ご理解いただけたところでやっていくしかないと思います。これだけの経費が掛かって、その一部でもご負担いただくということは市民の皆さんに当然お知らせした中で、ご議論していくことが大事だと思います。知らないうちに、ごみ袋を指定して、買っていて当然のようなことではいけないので、それは十分情報を公開した中で、コンセンサスを持っていただくようにしていかなければいけないと思っています。

【功刀委員】

突然上がったというのが非常に不思議なんです。そのやりかたというのはやはり、住民から反発がでるだけ。なぜそれをしなければいけないのかというところきちっと周知徹底していかなければならない。アナウンス、広報に載せたくらいでは絶対そんなものは周知しないわけで、私が関わったところは3年間ずっとやっていたわけなんです。いろいろなコミュニティの地区に出掛けて行っては、説明会を何百回となくやった上でそれを始めたわけ。たしか安城市だったと思いますが、それをやったおかげで、可燃ごみの量が減っていった。減ったというのは分別が非常に中心になっていることも含めて減っていったので、有料化を、今やっているかどうか分かりませんが、3、4年前は確かやっていなかった、やめました。そういう例があるわけなんです。だから、必ずしも有料化をしなければいけないというわけではなくて、そういう啓発活動の中でどれだけやはり、ごみを捨てるということをどう考えているかということです。ごみを出し、分別するということはどのように市民一人、一人が考えているかという。その意識改革を行政も含めて皆さんで考えていかなければならない。やはり、自分の事です、ごみを捨てるというのは。それを一人、一人が自分は常にいろんなところでごみを捨てているのだということ、それを出来るだけ少なくしようと、その辺りの部分をどうやって啓発していったらいいか。難しいとは思いますがやっていかなければならないなと考えています。

【柴本会長】

ありがとうございます。その他ご意見ございますか。

(意見なし)

では意見が無いようですので、本日の審議をこれで終了いたします。終了いたしましたので、取り回しを事務局の方へお返しいたします。

【環境課課長】

柴本会長どうもありがとうございました。その他の次回審議会日程につきまして、次回審議会の開催は10月を予定しております。詳細日時が決定しましたら、皆さまにお知らせいたしますので、今後ともよろしくお願いいたします。それでは以上を持ちまして、令和3年度第1回みよし市環境審議会を終了させていただきます。皆様ご起立をお願いいたします。

	一同、礼。 本日はお忙しいところ、本当にありがとうございました。お帰りの際は交通安全でお帰りください。どうもありがとうございました。 以上
--	--